

斐伊川ゴミマップ（令和4年度版）

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

河川にゴミを捨てる行為は「**違法**」です。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第5条、第16条）

5年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金

● 河川法（河川法施行令第16条の4）

3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金

が課せられます。



粗大ゴミ



家電



家庭ゴミ



注) この図に示してある場所はほんの一部です。
この他にも不法投棄されている場所があります！

平田出張所管内

※●は、河川巡視で発見されたゴミの場所を示しています。

●河川巡視で発見された平田出張所管内におけるゴミ投棄の件数推移

平成28年度	43件
平成29年度	28件
平成30年度	22件
平成31年度	12件
令和 2年度	23件
令和 3年度	21件
令和 4年度	11件



「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」
等の情報がございましたら、ご連絡をお願いします。

連絡先：出雲河川事務所 平田出張所
(TEL：0853-63-2524)

平田出張所管内（代表的な写真）

①扇風機の投棄



②家庭ごみの投棄



③サイレージの投棄



④建築資材の投棄



神戸川・斐伊川放水路

※●は、河川巡視で発見されたゴミの場所を示しています。

●河川巡視で発見された神戸川・斐伊川放水路におけるゴミ投棄の件数推移

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報がございましたら、ご連絡をお願いします。

連絡先：出雲河川事務所 管理第二課
(TEL：0853-20-1754)

平成28年度	20件
平成29年度	16件
平成30年度	20件
平成31年度	12件
令和2年度	20件
令和3年度	24件
令和4年度	11件



神戸川・斐伊川放水路（代表的な写真）

①家庭ごみの投棄



③寝具の投棄



②家電の投棄



大橋川出張所管内

※●は、河川巡視で発見されたゴミの場所を示しています。

●河川巡視で発見された大橋川出張所管内におけるゴミ投棄の件数推移

平成29年度	37件	令和 2年度	6件
平成30年度	22件	令和 3年度	14件
平成31年度	9件	令和 4年度	9件

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報がありましたら、ご連絡をお願いします。

連絡先：出雲河川事務所 大橋川出張所
(TEL：0852-22-2280)



大橋川出張所管内（代表的な写真）

①衣類の投棄



②家庭ゴミの投棄



③自転車の投棄



④ベット、タイヤの投棄



中海出張所管内

※●は、河川巡視で発見されたゴミの場所を示しています。

●河川巡視で発見された中海出張所管内におけるゴミ投棄の件数推移

平成28年度	28件
平成29年度	23件
平成30年度	21件
平成31年度	22件
令和 2年度	50件
令和 3年度	26件
令和 4年度	17件



「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」
等の情報がございましたら、ご連絡をお願いします。

連絡先：出雲河川事務所 中海出張所
(TEL：0854-23-7433)

中海出張所管内（代表的な写真）

①家電の投棄



②カーペットの投棄



③椅子の投棄



④家庭ゴミの投棄



